

令和 7 年 11 月 定例総会議事録

日 時 令和 7 年 11 月 28 日（金） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分

場 所 小林市文化会館会議室

農業委員

会長	瀬戸山博好	会長代理	東原安雄	3	棚橋道夫	4	吉村昭生
5	上仮屋博	6	小畠利春	7	大山竹子	8	高田春男
9	田原尚紀	10	河野雄二	11	種子田勝	12	谷之木信弘
13	新田敏文	14	大部実男	15	下沖秀人	16	池井周造
17	石川文男	18	長瀬茂弘	19	松田まり子		

欠席 瀬戸山会長

農地利用最適化推進委員

20	上原 都由子	21	淵上 憲明	22	井野 実	23	高岩 昭市
24	下村 勲	25	指宿 浩利	26	前田 次雄	27	丸尾 義盛
28	池田 幸一	29	牟田 奈穂美	30	井口 紀男	31	山下 市郎
32	大山 則夫	33	荻野 忠義	34	大久津和幸	35	新竹 正男
36	武田 善昭	37	福本 正三	38	園田 友弘		

欠席 指宿委員

事務局

事務局長	村岡浩二	主幹	藤崎浩一	主幹	山中 猛	主幹	宮永昌和
主査	池田尚樹	主査	橋谷理己				

欠席 村岡 浩二

議 題

報告第 16 号 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

報告第 17 号 農用地利用集積等促進計画の変更について

議案第 75 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について

議案第 76 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について

議案第 77 号 農用地利用集積等促進計画について（貸借権）

議案第 78 号 農用地利用集積等促進計画について（所有権）

議案第 79 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について

議案第 80 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について

議案第 81 号 農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について

議案第 82 号 非農地証明願い承認について

議案第 83 号 非農地判断について

事務局 皆様、こんにちは。

委員 こんにちは。

事務局 それでは定例総会を始めたいと思います。本日の定例総会は農業委員 18 名、推進委員 18 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに 11 月の行事実績及び 12 月の行事予定を報告します。

(11 月の行事実績及び 12 月の行事予定の報告)

事務局 それでは、開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 はい、皆様こんにちは。只今より小林市農業委員会、令和 7 年 11 月期の定例総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

事務局 本日は報告が第 16 号から 17 号の 12 件、議案が第 75 号から第 83 号の 301 件、合計 313 件でございます。本日は瀬戸山会長が全国農業委員会会長代表者集会のため東京に出張しておりますので、農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項により東原会長代理に議長をお願いします。

議長 はい、議事に入る前に今月の議事録署名を 7 番大山委員、19 番松田委員にお願いします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので、議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告第 16 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について。
(報告第 16 号、17 号朗読)

議長 ありがとうございます。只今報告がございましたが、なにかご質問ご意見等がございましたら挙手をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは議事に入ります。

議案第 75 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 75 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について。
下記のとおり農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったから許可するものとする。

(議案第 75 号 1 番朗読 他省略)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 今月の野尻町区分の農地法 3 条・5 条、農地利用集積計画の事前審査を第 6 小委員会に付託されましたので、11 月 18 日に審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。

議案第 75 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可です。

1 番、農業者年金受給のため、20 年間、再設定です。

2 番、母より借り受けるものです。20 年間、再設定です。

審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。

報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 75 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定します。

続きまして、議案第 76 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

事務局 議案第 76 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について。
下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可す

るものとする。

(議案第 76 号 1 番朗読 他省略)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 今月の農地法 3 条・農地利用集積計画の事前審査を第 5 小委員会に付託されたので、11 月 18 日に会長同席のもと審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。

議案第 76 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可です。

1 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 127,600 円。

2 番、申請地を購入し新たに営農を行うものです。10a あたり 1,700,000 円。営農計画書添付です。

3 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 73,137 円。

4 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 254,237 円。

5 番、申請地を購入し新たに営農を行うものです。10a あたり 378,712 円。営農計画書添付です。

6 番、父から贈与を受けるものです。

7 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 87,951 円。

審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。
報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番

8 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 90,957 円。

9 番、知人より贈与を受けるものです。

10 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 289,017 円。

11 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 112,994 円。

12 番、妹より贈与し新たに営農を開始するものです。営農計画書添付です。

審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番

8 番 2 番は何を作付けするのですか。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 甘藷です。

(9 番挙手)

議長 はい、9 番

9 番 5 番は新規の会社ですか。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 株式会社ミヤザキ関連の会社で、食堂で提供する米を栽培します。今後、規模拡大する予定です。

議長 他にありませんか。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 76 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定します。

続きまして、議案第 77 号、農用地利用集積等促進計画について貸借権を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 77 号、農用地利用集積等促進計画について。

下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画貸借権を作成したので計画通り承認する。

(議案第 77 号 1 番朗読 他省略)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 小林地区は計 233 件、田 688,778 m²、畑 881,187 m²、計 1,499,965 m²。
審査の結果、計画通り承認することにしました。
報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 野尻地区は計 3 件、畑 8,262 m²、計 8,262 m²。
審査の結果、計画通り承認することにしました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 77 号、農用地利用集積等促進計画について、貸借権を計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り承認することに決定します。

続きまして、議案第 78 号、農用地利用集積等促進計画について所有権を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 78 号、農用地利用集積等促進計画について。

下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画所有権を作成したので計画通り承認する。

(議案第 78 号 1 番朗読 他省略)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 1 番、支援事業、即売です。単価 200,000 円です。
審査の結果、計画通り承認することにしました。
報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 2 番、支援事業、即売です。単価 145,455 円です。
審査の結果、計画通り承認することにしました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 78 号、農用地利用集積等促進計画について所有権を計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り承認することに決定します。
続きまして、議案第 79 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 79 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について。

下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第79号1番朗読)

議長 ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(11番挙手)

議長 はい、11番。

11番 4条、5条・非農地証明の事前審査を第4小委員会に付託されました。
11月19日に会長代理同行のもと審査会を実施しました。議案ごとに報告をします。
議案第79号、農地法第4条の規定による許可申請書進達についてです。
1番、公衆用道路です。
審議の結果、許可相当と判断しました。
報告終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第79号農地法第4条の規定による許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り意見書を付して進達することに決定します。
続きまして、議案第80号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第80号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について。
下記のとおり農地法第5条の規定による所有権移転許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第80号1番朗読 他省略)

議長 ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請についてです。
1 番、堤所返です。建設用資材置場です。
2 番、北西方上入佐です。養鶏場の追認です。養鶏場を購入にあたり、転用申請漏れが発覚したものです。
審議の結果、許可相当と判断しました。
報告終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番

17 番 野尻町区分です。
3 番、野尻町三ヶ野山大塚原です。一般個人住宅です。
審議の結果、許可相当と判断しました。
報告終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 80 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り意見書を付して進達することに決定します。
続きまして、議案第 81 号、農地転用許可後の事業計画変更申請書進達についてを議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局

議案第 81 号、農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について
下記のとおり、農地転用許可後に事業計画変更申請があったから意見書を付して
進達するものとする。

(議案第 81 号 1 番朗読)

議長

ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長

はい、11 番。

11 番

議案 81 号、農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について。
建売住宅を特定建築条件付売買予定地に変更するものです。
審議の結果、許可相当と判断しました。
報告を終わります。

議長

ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長

それでは採決します。
議案第 81 号、農地転用許可後の事業計画変更申請書進達についてを承認すること
に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定します。
続きまして、議案第 82 号、非農地証明願い承認についてを議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長

はい、事務局。

事務局

議案第 82 号、非農地証明願い承認について
下記のとおり、非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第 82 号 1 番朗読 他省略)

議長

ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案 82 号、非農地証明願承認について。
1 番、須木鳥田町神上です。山林です。
2 番、南西方生駒です。山林です。
3 番、南西方一重原です。山林です。
4 番、北西方木ヶ八重です。山林です。
審議の結果、許可相当と判断しました。
報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 野尻区分です。
5 番、野尻町三ヶ野山丸山です。迫田です。原野です。
6 番、野尻町東麓勝負です。4 筆になっています。一部進入路です。宅地と山林
です。
7 番、野尻町紙屋三本松です。団地の外れです。山林です。
審議の結果、許可相当と判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 82 号、非農地証明願承認についてを承認することに賛成の方は挙手をお
願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定いたします。

続きまして、議案第 83 号、非農地判断についてを議題をします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 83 号、非農地判断について。
下記のとおり、非農地として判断する。

(議案第 83 号 1 番朗読 他省略)

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 合計 37 件。
審査の結果、非農地と判断することにしました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 83 号、非農地判断について、非農地として判断することに賛成の方は挙手
をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので非農地として判断することに決定します。
以上で議事を終了します。お疲れ様でした。

午前 11 時 00 分 閉議

令和 7 年 11 月 28 日定例総会

議事録署名

_____ 印

_____ 印